

平成 30 年 6 月 13 日
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案が 国会で可決・成立したことに係るコメント

本日、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案」が可決され、法律が成立しました。我が国のアンチ・ドーピング活動を統括する国内アンチ・ドーピング機関として、我が国で初のアンチ・ドーピングの推進に関する法案の成立にご尽力頂いた国会議員の先生方、そして関わった全ての関係者に感謝申し上げます。

本法案では、アンチ・ドーピングに関わる専門家の育成、アンチ・ドーピングに関する社会一般への教育・啓発活動の推進及び関係機関間の情報共有の仕組みなどが明記されており、日本国内におけるスポーツの公正さ公平さの確保に向け、大変意義あるものであると認識しております。また、アンチ・ドーピング活動のグローバルな展開が求められている状況の中、国際的に求められていた日本国内におけるアンチ・ドーピングの法的体制の整備は、今後開催されるラグビーワールドカップ2019日本大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする国際競技大会の開催に向け、クリーンなスポーツに対する日本の強いコミットメントを世界へ発信することができると確信致します。

今後も、本法律の趣旨に基づき、政府、日本スポーツ振興センター、組織委員会、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、国内競技連盟、世界アンチ・ドーピング機構、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等と連携し、クリーンなスポーツの実現に向け、さらに高いレベルでのアンチ・ドーピング活動を推進してまいります。